

平成28年(ワ)第2407号 自衛隊南スーダンPKO派遣差止等請求事件

原告 平和子

被告 国

求 釈 明 申 立 書

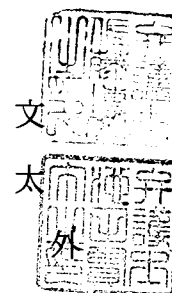
2017(平成29)年10月11日

札幌地方裁判所 民事第1部合議係B 御中

原告訴訟代理人

弁護士 佐藤 博

弁護士 池田 賢



被告の平成29年9月8日付け第2準備書面「第1」に関して、以下のとおり求釈明を申し立てる。

第1 求釈明の趣旨

1. 南スーダン国際平和協力業務実施計画に基づいて派遣されていた、司令部業務分野、連絡調整分野、施設部隊等の3つの分野(請求原因第1「2」(2)参照)のそれぞれの要員について、いつ全員が撤退したのか、明らかにせよ。
2. 一部要員が撤退していないのであれば、その分野、人数、任務の内容、任務付与の根拠(法、閣議決定、防衛大臣の命令など)、活動期限を明らかにせよ。
3. もし、現在、第11次隊までとは異なる、新たな分野や任務の派遣がなされているのであれば、その分野、人数、任務の内容、任務付与の根拠(法、閣議決定、

防衛大臣の命令など)、活動期限を明らかにせよ。

第2 求釈明の理由

被告は、第10次要員の交代要員として南スーダンに派遣されていた第11次要員も平成29年5月27日に同国から本邦に帰国したとして、本件差止の訴えの利益を欠き、不適法であると主張する。

しかし、以下のとおり、要員の全員が帰国したかどうかは明らかでない。

1. 被告は、乙第2号証に基づいて、南スーダンから第11次要員が撤退したと主張する。しかし、同号証の冒頭柱書部分には、「平成29年3月24日の閣議決定により、防衛大臣から派遣施設隊の業務終結に係る行動命令が発出され、同年4月10（注・原文ママ）から撤収支援隊を派遣し同年5月27日に撤収活動を終了し帰国しました。」とあり、その撤退は施設隊に限られている（なお、引用中の下線部は原告代理人が付した。）。
2. しかも、甲A第185号証（2017年5月26日防衛省発表）では撤収支援要員が6月以降も派遣され、甲A第185号証（朝雲新聞2017年6月8日付）によれば、「現在、撤収支援要員の一部（最大26人）が南スーダンの隣国ウガンダとケニアに残り、日本に向けて装備品などを輸送する業務や調整手続を行なっている。作業が順調にすすめば、8月下旬に全員が帰国する予定」と報道されている。

かかる同撤収支援要員が全員日本に帰国したか否か、いつ帰国したかについて、原告には情報がないので明らかにされたい。

3. 連絡調整分野の派遣命令は廃止になったのか否か、同分野の隊員が帰国したのであればいつなのか、原告には情報がないので明らかにされたい。

これに関連して、甲A第185号証（2017年5月26日防衛省発表）には言及がなく、甲A第186号証（南スーダン国際平和協力業務実施計画変更の平成29年6月1日閣議決定）によれば、2（1）エに、同任務は平成30年2月28日まで継続されるかの様な記載があり、これらとの関連を説明されたい。

4. UNM I S S 司令部要員については、甲A第186号証（南スーダン国際平和協力業務実施計画を変更する平成29年6月1日閣議決定）によれば、「UNM I S S 軍事部門司令部において行なわれるもの」（2（1）ア）、「UNM I S S 統合ミッション分析センターにおいて行なわれるもの」（同イ）、「UNM I S S 支援部において行なわれるもの」（同ウ）への要員派遣は、平成30年2月28日まで継続すると読むことができる。

また、前記甲A第187号証の新聞は、次のように報じる。

「9月10日には第9次司令部要員を務める前田優3佐（情報幕僚）と、森下史康3佐（施設幕僚）が日本を出発し、11日にもウガンダに到着。2人は同国で国連の研修を受けた後、早ければ18日にも南スーダンの首都シュバに移動し、任務を開始する。UNM I S S 司令部（約200人）には防衛省から情報、施設、兵站、航空運用の4幕僚（いずれも陸上自衛官）を任期約1年間で派遣し、半年ごとに2人が交代している。」

同記事に続き、「引き続き4人の司令部要員が残るので、UNM I S S に対する貢献は続けていきたい」とする河野統幕長のコメントも掲載されている。

5. 以上より、求釈明の趣旨のとおり、被告の回答を求めるものである。

以上